公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

平成２１年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）事業

要介護者の状況に応じた適切なサービスの提供と利用者負担の在り方についての調査研究

報告書サマリ

１．事業目的

特別養護老人ホーム及び居宅サービス利用者及び家族に対し、利用に係る経済的負担感や意識、負担者の収入の実態等の調査分析を通して、利用者負担の在り方を提言する。

２．事業内容

（１）特別養護老人ホーム及び居宅介護支援事業所における介護サービス利用状況及び利用者・利用者家族等の経済状態のアンケート調査の実施

（２）アンケート調査協力施設及び利用者・利用者家族等へのヒアリング調査の実施

３．事業結果

Ⅰ　特別養護老人ホームにおける利用状況調査から

（１）調査の対象、属性

①調査対象 100 施設のうち 56 施設から回収、回収サンプル数は 2,249（回収率 36.4%）

②回答者の平均年齢は 86.23 歳、平均要介護度 3.9、男性は 20.9%、女性が 79.1%

（２）調査結果の概要

①入所中の居室タイプは、個室が 30.8%（うちユニット型 21.9%）、多床室が 69.2%

（厚生労働省 介護サービス施設･事業所調査によれば､個室比率は 28%､うちユニット型の比率は 18%）

入居中の施設および居室タイプ （N=2249）

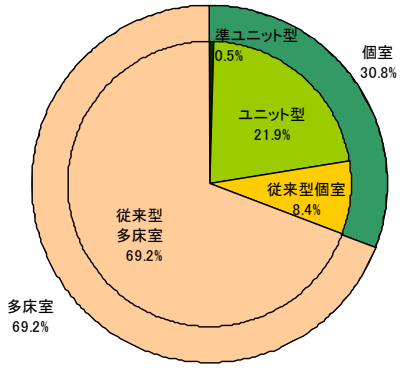

②入所者の年収総額の分布は､100 万円以下が 53.9%を占め､50 万円超～100 万円以下の層が最も多い。

収入の種類では、国民年金が 64.5%、厚生年金 37.9%であり、被用者年金の合計は 46.5%と全体の半数に満たない。

入所者の年収総額（N =2249／単位%）

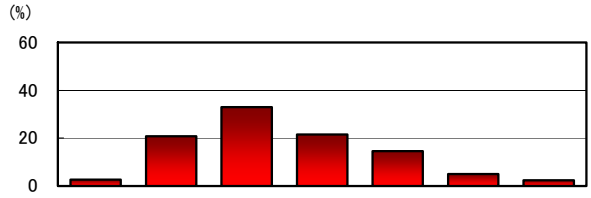

無年金のため０円	５０万円以下	１００万円以下	１５０万円以下	２５０万円未満	２５０万円以上	無回答
2.6	20.9	33.0	21.4	14.6	5.0	2.4

収入の種類（N=2249／単位%）

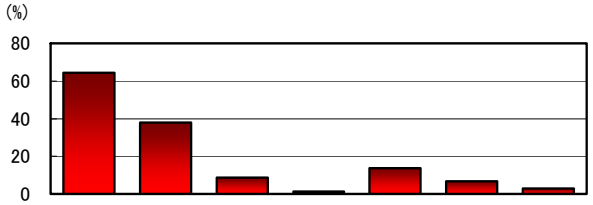

国民年金	厚生年金	共済年金	企業年金	その他の年金	その他	無回答
64.5	37.9	8.6	1.2	13.7	6.6	2.9

③利用者負担段階では第２段階が最も多く 58.8%を占める。

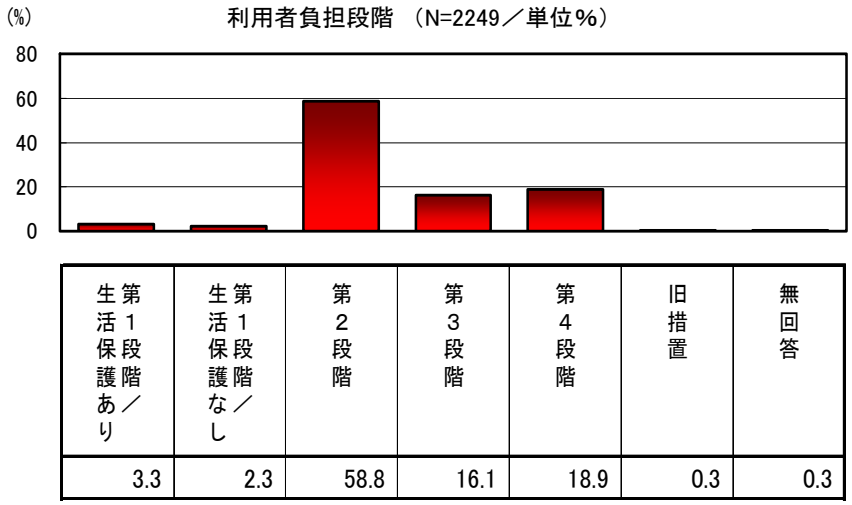

第１段階／生活保護あり	第１段階／生活保護なし	第２段階	第３段階	第４段階	旧措置	無回答
3.3	2.3	58.8	16.1	18.9	0.3	0.3

注）施設サービスの入所者負担が重くならないように、所得の低い入所者には負担の限度額が決められている。
入所者は世帯所得に応じた４つの段階に分けられた負担限度額までを自己負担し、基準費用額と負担限度額との差額分は介護保険が負担する。

利用者負担段階	対象となる人（市町村民税世帯非課税）※
第１段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第２段階	合計所得金額＋課税年金収入額が年額で合計 80 万円以下など
第３段階	合計所得金額＋課税年金収入額が年額で合計 80 万円超（年金収入だけの場合、80 万円超の市町村民税世帯非課税者）
第４段階	（全額自己負担）

※市町村民税課税層でも，高齢夫婦世帯の一方が施設に入所し，食費・居住費の負担により残された配偶者の在宅生活が困難になるような場合は，第３段階とみなされる。

④利用者負担段階ごとの居質タイプ別入所者負担の平均額は、特に居住費によって大きく変動する。
また、居室タイプと入所者の年収は相関関係にあり、経済的な状況が居室タイプの選択に影響を与えている。

居室タイプと利用者負担段階による入所者負担（平均額）

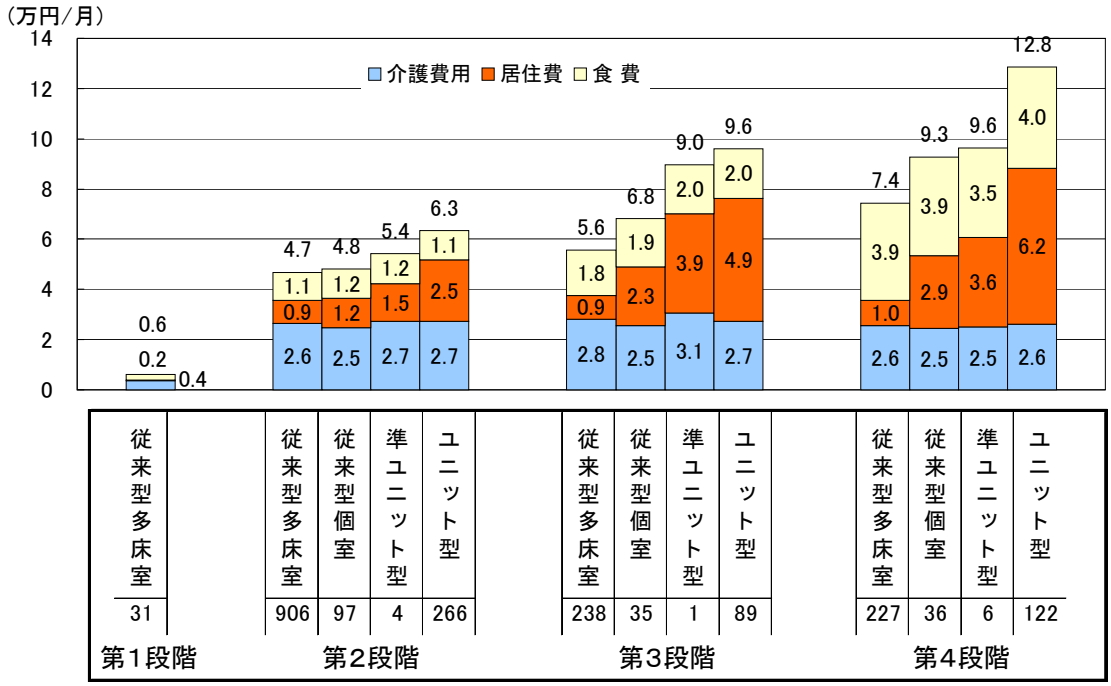

注）居室タイプの下の数字は、n（回答数）を示す。

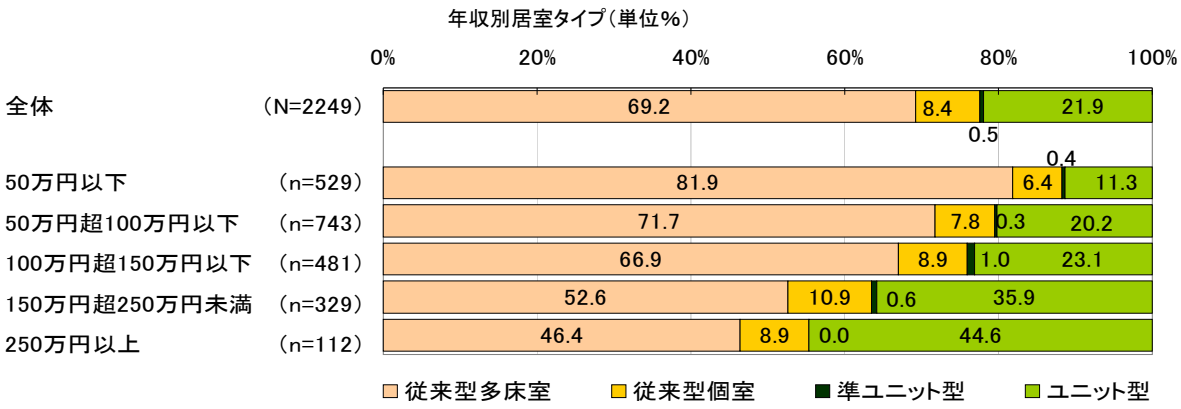

＜ヒアリング、アンケート自由コメントより＞

・「特別養護老人ホームの費用以外に、病気のため本人の入院費用が必要」

・「利用者負担を入所者の国民年金の範囲に抑えたい」

・「介護報酬改定により利用料個人負担の引上げ、医療費負担の増加、要介護度が重くなった場合の施設利用料の増加等があれば、どうすればよいのか不安」

・「現状は何とかこなしているが、将来的にどうなるか不安」

総括・提言

〇特別養護老人ホームに入所している要介護者の経済状態は、国民生活基礎調査などで報告されている一般的な高齢者の所得と比べると、極めて低水準であり、経済的になんらかの問題を抱えていると思われる者が多い。実際、被用者年金を受給している者は多くなく、老齢基礎年金（月額換算で 6 万円程度）が生活の糧である者が多数である。

〇また、現行の特定入所者介護サービス費（いわゆる補足給付）の対象となる利用者負担段階の第 1 段階から第 3 段階の者が入所者のおよそ 8 割を占めている。

〇ユニット型個室の場合、現行の補足給付を活用しても、入所者の負担額（平均額）は 6 万円超（第 2 段階）から 12 万円超（第 4 段階）となっており、本人の所得額を超えると推測されるケースが多い。（本調査研究での別のデータで、家族が費用補填をしているケースは約 6 割あり、そのうち負担感を感じているケースは約 8 割と、家族の負担に依存している比率が大きいこともわかった。）

〇この意味で、現行の補足給付の存在意義は大きい。仮に補足給付がなくなり、食費・居住費が全額自己負担となると、施設入所を継続できなくなる利用者が多数あると思われるし、家族の生活も破綻する場合も少なくないだろう。

〇そして同時に、優れたケアの方式として特別養護老人ホームに積極的な導入が促されてきたユニット型個室は、費用負担の面から考えると、高齢者の所得（年金の給付）レベルと齟齬があると言える。

〇一方、現行の補足給付は保険給付として行われており、本来的な保険原理に反すると言われる。そのため、これを公的扶助の一環として一般会計で賄うべきという指摘がある。しかしながら、現実に公的扶助として実施するとなると、資産調査（ミーンズテスト）の行政コスト・手間がかかること、利用者・家族のスティグマは避けられないこと、一般会計からの支出となることで自治体にとっての公費負担が大きくなり保険者・自治体が難色を示すことが予想されることといった問題が推測される。このことから考えると、補足給付は保険給付の一環で実施される方が現実的であろう。

〇現行の補足給付は世帯の所得に着目したものであり、施設入所を契機に特養に住民票を異動するため、結果的に世帯を分離することになる。そうしない場合、家族が施設入所の費用を重く負担しなければならなくなることも調査結果としてわかった。このように家族に経済的負担を求める施策は今日的とは言えない。こうしたことから、補足給付は、あくまで本人の所得に着目して行われるべきと考える。

Ⅱ　居宅サービス利用者における利用状況調査から

（１）調査の対象、属性

①Ⅰの調査対象の特別養護老人ホーム 100 施設のうち、居宅介護支援事業所併設の 78 事業所を対象に実施。うち 41 施設から回収、回収サンプル数は 1,194（回収率 30.2%）

②回答者の平均年齢は 83.49 歳、男性は 30.6%、女性が 69.4%

③要介護度で最も多いのは要介護度１で 25.3%、次いで要介護度２の 21.4%、要支援段階（要支援１及び要支援２の合計）の 19.4%、要介護度３の 19.1%

（２）調査結果の概要

①介護の有無をみると、同居している介護者がいる割合が 76.0%、利用者の要介護度が重度化するにつれて介護者が同居する比率が高まり、要介護度５ではほぼ全員同居の介護者がいる。

介護者の有無（N＝1194／単位%）

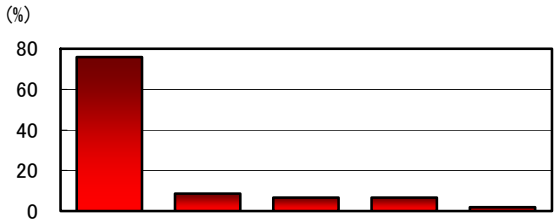

同居している介護者がいる	近所に住む介護者がいる	遠方に住む介護者がいる	介護者はいない	無回答
76.0	8.7	6.7	6.8	1.8

介護者の有無（属性別）（単位%）

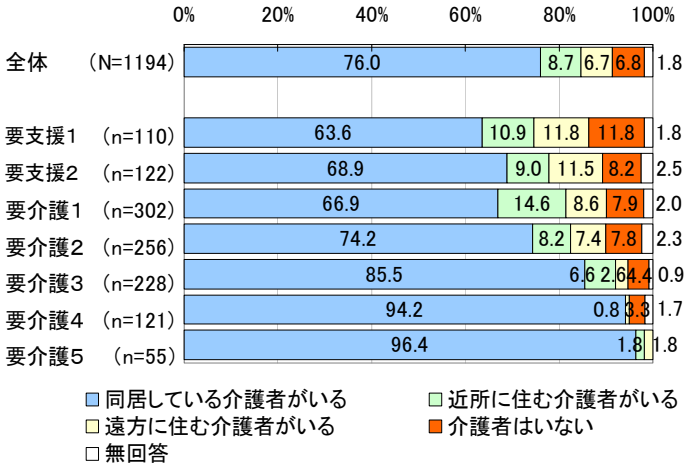

②居宅サービス利用者のうち 24.5%が施設への入所を申し込んでいる。最も入所希望が高い施設は特養の多床室（個室以外）で 63.0%を占め、次いで特養の個室の 18.8%であり、併せて８割を超えている。年収が 250 万円以上になると、希望する居室タイプの多床室（個室以外）と個室の差が小さくなっている。また、入所希望理由については「安心して生活できる」が 67.5%で最も多く、経済的な理由だけでなく、生活施設としての環境が重視されている。

入所を申し込んでいる施設と最も入所を希望する施設（N＝292／単位%）＊複数回答

＊最も入所を希望する施設は単一回答

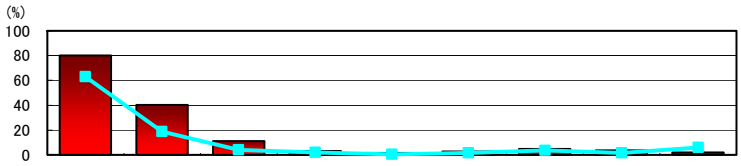

	特別養護老人ホームの多床室（個室以外）	特別養護老人ホームの個室	老人保健施設	グループホーム	軽費老人ホーム	ケアハウス	養護老人ホーム	その他	無回答
入所申し込み施設　（n=292）	80.1	40.4	11.0	3.1	1.4	2.7	4.8	3.4	2.1
最も希望する施設　（n=292）	63.0	18.8	3.8	2.1	0.3	1.4	3.4	1.4	5.8

無年金等のため0円　（n=8）	75.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5
50万円以下　（n=54）	66.7	11.1	5.6	3.7	1.9	0.0	5.6	0.0	5.6
50万円超100万円以下　（n=85）	63.5	20.0	4.7	1.2	0.0	2.4	4.7	1.2	2.4
100万円超150万円以下　（n=61）	68.9	16.4	1.6	3.3	0.0	1.6	3.3	0.0	4.9
150万円超250万円未満　（n=49）	67.3	20.4	4.1	2.0	0.0	0.0	0.0	2.0	4.1
250万円以上　（n=21）	42.9	28.6	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	9.5	14.3

入所希望理由（N＝292／単位％）＊複数回答

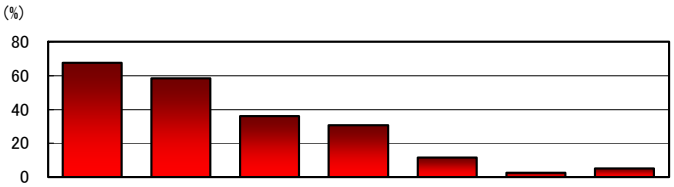

		安心して生活できる	自宅や家族の自宅から近い場所にある	他の施設等に比べ安い料金で利用できる	施設等に顔なじみの職員がいる	家族や知人から勧められた	その他	無回答
申込者	(n=292)	67.5	58.2	36.0	30.5	11.6	2.7	5.1
無年金等のため0円	(n=8)	50.0	75.0	62.5	25.0	0.0	0.0	0.0
50万円以下	(n=54)	68.5	53.7	48.1	18.5	7.4	1.9	5.6
50万円超100万円以下	(n=85)	65.9	52.9	40.0	29.4	16.5	1.2	2.4
100万円超150万円以下	(n=61)	70.5	62.3	37.7	41.0	9.8	6.6	6.6
150万円超250万円未満	(n=49)	73.5	61.2	28.6	36.7	12.2	2.0	4.1
250万円以上	(n=21)	81.0	71.4	0.0	38.1	14.3	0.0	4.8
特別養護老人ホームの多床室（個室以外）	(n=234)	54.7	47.0	36.3	26.1	8.1	1.3	2.6
特別養護老人ホームの個室	(n=118)	33.9	26.3	9.3	12.7	9.3	0.8	0.8

＜ヒアリング、アンケート自由コメントより＞

・「老人が老人を介護する場合、待機期間中の介護が長引けば体力、精神力が続かない」
・「待機期間がどれだけかかるかわからなくて不安だ」
・「入所待ちに時間がかからぬよう、施設を増やしてほしい」
・「新設施設がユニット型中心なのは困る。料金の安い部屋を残してほしい」

総括・提言

○居宅サービス利用者では、重度化すると家族が同居せざるを得ないケースが多い。
○これは、施設入所におけるケアは 24 時間 365 日の生活援助（家事）・介護・医療などのパッケージメニューであるのに対し、居宅サービスでは個々のサービスを選んで組み合わせる形となるため、家族の介護負担を背景として成り立っているものと考えられる。居宅での生活を制度的に促していくとすれば、本当にこうしたパッケージメニューを地域で提供できるのか否かが問われるだろう。
○施設入所を希望して入所申し込みを済ませている居宅サービス利用者においては、特別養護老人ホームの多床室を申し込んでいるものが約 8 割である。最も希望する施設も特別養護老人ホーム多床室で約 6 割を占めた。さらに、特別養護老人ホーム申込者で多床室と個室の申込者のそれぞれの特徴をみると、所得との間に相関関係が見られる。
○前述したとおり、実際の高齢者の所得レベルは高くなく、現実的な経済状況からユニット型個室を希望しない利用者も多いと言える。
○申込者においては、新設施設ではユニット型が中心になっていることから、利用料支払いを懸念する声もあった。また、入所待機にあまりにも時間がかかることを懸念する声もある。こうしたことから、利用者（家族）は従来型多床室の充実を求めているようにうかがえた。
○これらのことから、所得レベルに応じた多様な施設類型が求められ、ユニット型や多床室がバランスよく整備されることが望ましいのではないかと思われる。